

次世代育成支援対策推進法 第5期一般事業主行動計画

次世代育成支援に基づき、第5期事業主行動計画（2024年4月1日～2027年3月31日）に沿った目標設定と具体的な取り組み内容を以下のとおり策定しました。

計画期間

2024年4月1日～2027年3月31日

内容

目標1 子育てや介護をしつつも、働き続け活躍できるように環境の整備を行い推進する。

<実行計画>

- ①年度初めの管理者研修で育児・介護休業規定の制度概要を説明を行い、職場内で周知を図ります。
- ②総務部に相談窓口設置し、事務局情報で広報を毎回行う。
- ③くるみん認定を更新できるように対策をすすめる。

目標2 計画期間内、育児休業の取得率を次の水準にする。

- (1)女性従業員の育児休業取得率を100%とする。(第4期の実績を目標とする)
- (2)男性従業員の育児休業取得率を50%以上とする。(政府の取得率目標以上とする)

<実行計画>

- ①育児・介護休業の紹介を事務局情報に定期的に掲載する。
- ②総務部相談窓口の広報を事務局情報で毎回行う。
- ③該当者に育児休業・介護休業の取得促しを行う。
- ④次年度に育児・介護休業の取得予定者がいる場合は、取得を踏まえた人員配置を行う。

目標3 労働環境の向上措置を実施する

- (1)時間外月25時間以内、休日労働1ヶ月に1回は遵守する。
- (2)月3回のノー残業デー（管理者含む）を各職場で継続し達成率を高める。
- (3)事業所の閉所時間を継続して21時とし、21時以降閉所を年のべ107名以下（第4期、年平均のべ153名の3割削減）とする。

<実行計画>

- ①毎月時間外の取得状況を点検し超過しないように管理者が業務コントロールを行う。
- ②各職場で前月の職員会議で翌月3回のノー残業デーを設定できるようにする。管理者へ定時終了の促しを強める。
- ③毎月の事務局経営会議の総務部一般報告の中で、設定日の状況を共有する。
管理者も定時で業務終了したかについて合わせて報告を受ける。

以上